

平成28年7月13日

高校生・保護者のみなさまへ

徳島県立鳴門高等学校  
校長 乾 寛

「高校生による自転車用ヘルメット着用の推進」  
自転車安全利用推進モニター募集について

小暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日、徳島県は「自転車の安全で適正な利用に関する条例（以下、条例とします）」を施行しました。条例は、道路交通法などの法令を守ることはもちろんですが、自転車利用者の責務などの県独自の規定を設け、交通事故防止や自転車マナー向上のみならず、より安全で安心できる自転車利用環境を作り、徳島県全体で自転車安全利用先進県を目指すこととしています。

・自転車利用者の責務

- 1 道路交通法令などの遵守
- 2 事故防止に関する知識の習得
- 3 自転車利用者の実施事項
  - (1) 自転車乗車時に乗車用ヘルメットを着用
  - (2) 障がい者など歩行者の通行が頻繁な補導では、自転車を押して歩く
  - (3) 安全のための必要な装備品の装着

徳島県教育委員会では、条例の普及と遵守意識の啓発を図っていくために、高校生が生活の中でヘルメットの着用や安全利用について身近に感じ、考え、行動することが出来るよう調査に協力いただけるモニターの募集を行います。

この事業では、条例の趣旨を踏まえて、「自転車安全利用推進モニター」以下モニター）を募り、ヘルメット着用や安全利用、条例の普及等に関して、アンケート調査を実施します。高校生・保護者の皆様のご協力をお願いします。

モニターとなった高校生は、

- ・着用するヘルメットを貸与します（卒業時、学校に返却）ので、通行時を含めて自転車利用時に着用してください。
- ・自転車利用時の交通ルール・マナーアップに協力して下さい。
- ・定期的に行うアンケート調査に回答して下さい。

その他、担当（生徒指導課）の先生からの指示に沿ってモニター活動をお願いします。

申込は保護者の同意を得た上で、担任の先生を通じて担当（生徒指導課）の先生に申し出て下さい。本校は29人の生徒を、モニターとして県から依頼を受けています。申し出のはい順に登録を行い、依頼人数に達した時点で申込の受け付けを終了します。